

2021年4月1日

一般社団法人日本データベース学会 消費税の取り扱い

1. 消費税対象外（不課税）となるもの

- ・正会員年会費
- ・維持会員費

2. 消費税の対象となるもの

- ・上記1以外

※ただし、海外居住者の方は上記の代金でも消費税対象外（不課税）となりますので、本体価格にて請求いたします。

3. 税率について

対象年度の税率で算定します。2021年度の消費税率は10%です。

本会の年度は、4月1日～翌年3月31日となります。

4. 請求書上の記載方法

a. 本会専用の請求書用紙で消費税欄があるものについては次のとおりです。

- (1) 消費税対象外の場合：消費税欄は空欄となります。単価、請求額には消費税は含みません。
- (2) 消費税対象の場合：消費税欄には「込み」と印字されます。単価、請求額に消費税を含みます。

b. 請求内容により本体価格と消費税額を分けて記載した請求書を発行する場合があります。

ご不明な点がございましたら、お手元の請求書品名や請求書番号をご確認の上、学会事務局へお問合せください。